

議 第 一 号

栃木県産業再生委員会条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十年五月三十日

提出者 栃木県議会議員

同	同	同	同	同	渡
岩	金	野	保	高	崎
				橋	子
		節	欽	修	村
		一			母
信	裕	子	郎	司	渡

栃木県議会議長 石坂真一様

同 同 同 同 同 同

増 三 小 中 星 小

渕 森 高 川 林

賢 文 猛 幹 一 幹

一 徳 男 雄 男 夫

栃木県条例第 号

栃木県産業再生委員会条例の一部を改正する条例

栃木県産業再生委員会条例（平成十六年栃木県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
第三条中「四年」を「六年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。